

平成30年3月5日

業務委託受注者各位

廿 日 市 市
(建設部建設総務課)

平成30年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について

平成30年3月から適用する設計業務委託等技術者単価の運用に係る特例措置について、国土交通省通達及び広島県土木建築局長からの参考送付がありましたので、本市においても同様の対応を講じることとしましたので、お知らせいたします。

記

1 措置の内容

平成30年3月1日以降に契約を行った業務のうち、平成29年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用しているものについて、受注者は、業務委託契約約款第47条の定めに基づき、平成30年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）に基づく契約に変更するための業務委託料の変更協議を請求することができる。

1 対象業務

平成30年3月1日以降に契約を行った業務のうち、旧技術者単価を適用して予定価格を積算しているもの。

ただし、次に掲げる各号に該当するものは対象外とする。

- (1) 業務委託料が50万円以下のもの。
- (2) 変更協議の申し出前に業務の完了の届出がなされた場合。

2 受注者への通知

受注者に対して、対象となる業務ごとに、本特例措置に基づいた対応が可能であることを、別記様式第1号により通知する。

3 受注者からの請求

通知を受けた受注者は、新技術者単価に基づく業務委託料の変更について、別記様式第2号により、必要書類を添付して請求可能期限までに発注者へ請求する。

なお、必要書類については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成27年1月30日付け国土入企第26号）等の趣旨を踏まえ、元請企業と下請企業間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技術者等への賃金水準の引き上げ等について適切に対応する旨の誓約書とする。

4 協議請求の期限

請求可能期限は通知日より14日以内を基本とする。

5 業務委託料の変更

変更後の業務委託料については、次の方法により算出する。

$$\text{変更業務委託料} = \text{変更業務価格} \times \frac{\text{当初業務契約価格}}{\text{当初官積算業務価格}}$$

(新技術者単価適用) (旧技術者単価を適用)

6 その他

受注者からの協議請求については、発注者が受理した時点で有効としますが、協議請求時に添付した誓約書の内容を履行すること。

【問合せ先】

建設部建設総務課

担当：技術管理係

TEL(0829)30-9171